

# 「揚水設備設置届出書」提出後の手続き（新設・代替）

「揚水設備設置届出書」（以下「設置届」）提出後の手続きのご案内です。

提出した設置届の内容を変更することになったときは、事前に市町へ相談してください。

## ①受理書の受取

- 提出した設置届について、内容の確認が終わりしだい、受理書が発行されます。
- 受理書に記載された受理日から60日が経過するまでは工事に着手できません。
- 「期間短縮申請」が受理された場合も、②の協議会による審議が終わるまで工事に着手できません。

## ②審議

- 各地域の地下水利用対策協議会が設置届の内容を審議します。
- 協議会からの案内にしたがって、書類を準備し、審議会へ出席してください。

## ③工事の着手

- 受理書に記載された受理日から60日を経過すれば工事に着手できます。  
(60日を経過するまでは、設置計画を変更するよう指示が出ることがあります。)
- 揚水設備コード（管理番号）などを記載した「通知書」が発行されます。

## ④ケーシング工事検査 (中間検査)

- ケーシング工事には、市町と県が立ち会います。3週間前までに市町へ連絡し、日時を調整してください。
- 必要書類を検査3日前までに提出してください。
- ストレーナーの位置など、設置届出書の記載内容から変更する場合は、必要書類の提出時にその内容と理由を説明してください。
- 検査時の写真を撮影し、検査2週間後までに市町へ送付してください。

検査内容：地質柱状図（ケーシングプログラムを含む）、材料一覧表  
検査内容：ケーシングの口径や長さ、井戸の深度、ストレーナー位置など

## ⑤ポンプ設置の立会い

- ポンプを設置するときには市町が立ち会います。事前に市町へ連絡し、日時を調整してください。
- 検査内容：吐出口断面積、銘板等
- 検査の写真を撮影し、検査2週間後までに市町へ送付してください。

次ページへ続く

⑥完了届の提出

- ・工事完了から30日以内に完了届を提出してください。

4号)、別紙1、  
地質柱状図（ケーシングプログラムを含む）、電気検層図  
揚水試験の結果（※1）、水質試験の結果  
水量測定器設置報告書（参考様式1）（※2）  
工事の一連の状況がわかる写真等（すでに提出済の写真を除く）  
代替前の井戸の廃止届出書（代替の場合）

※1 揚水試験（段階・連続・回復試験が必要）

設置届出書の「毎分最大採取量」が安全揚水量を上回っていた場合、「毎分最大採取量」を減量していただきます。

安全揚水量 = 限界揚水量 × 0.8\* （※岳南地域は0.7）

試験した揚水量が限界揚水量まで達していない場合は、試験最大値の0.8倍\*を安全揚水量とみなす。

※2 水量測定器

揚水機の近くに設置してください。

「水量測定器設置報告書（参考様式1）」に記載されている機器から選んで設置してください。

⑦完了検査

- ・完了届が受理されたあとに、完了検査を受ける必要があります。市町と日時を調整してください。  
・検査の2時間以上前からポンプを止めておく必要があります。  
・検査内容：水量測定器の確認、静水位・動水位の確認、毎分最大採取量にバルブを封印など  
・検査の写真を撮影し、検査2週間後までに市町へ送付してください。

地下水採取者の責務

- ・取水基準を遵守してください。
- ・地下水利用対策協議会へ加入してください。加入方法は、協議会からの案内に従ってください。
- ・地下水の採取量を、毎年2月末までに報告する必要があります。
- ・揚水設備が完成したあとも、以下のようなときには届出が必要です。

届出が必要な項目（例）

- ・届出者の氏名や住所、事業場の名称や所在地、管理責任者を変更したとき
  - ・採取する地下水を增量したいとき
  - ・揚水機を交換するとき（同一機種に交換する場合も届出が必要）
  - ・揚水設備を使わなくなったとき（廃止）
  - ・揚水設備を売買、譲渡、相続したとき（承継）
- ・水利用の合理化および他の水源への転換に努める必要があります。

届出の方法、様式など

静岡県くらし・環境部環境局水資源課のホームページ内「地下水保全対策について」

お問合わせ先

揚水設備（井戸）を設置する市町の担当課